

九戸村商工業事業者経営継続支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 九戸村は、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する中小企業者の経営の継続を支援し、地域経済の維持を図るため、九戸村商工業事業者経営継続支援事業給付金(以下「給付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び村長が別に定める者をいう。

(給付金の交付基準)

第3条 九戸村は、この給付金を別表1の基準により交付するものとする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、給付金交付申請書(別記第1号様式)を、九戸村長(以下「村長」という。)に提出しなければならない。

(給付金の交付決定等)

第5条 村長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る給付金を交付すべきと認めるときは、給付金の交付決定をするものとする。

- 2 村長は、交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。
 - (1) 給付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を給付事業終了の翌年度(4月1日から翌年3月末日までの期間をいう。以下同じ)から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
 - (2) 給付事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- 3 村長は、交付決定等の内容及びこれに付した条件を、給付金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた者(以下「給付事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

- 2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(給付金の支払い)

第7条 村長は、第5条の交付決定を行った後、給付金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第8条 村長は、給付事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により、給付金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、給付事業に関して、規則若しくはこの要綱の規定に基づく村長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 村長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を当該給付事業者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 村長は、前条の取消しを決定した場合は、すでに給付金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 村長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第10条 給付事業者は、前条の規定により給付金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を九戸村に納付しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 給付事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について給付金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとみなす。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年5月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表1 給付金交付基準

項 目	内 容
給付対象者	九戸村に事業所を有する中小企業者
給付要件	<p>① 令和2年4月から令和2年9月の間対象期間のいずれか一月の売上が前年同月と比較して15パーセント以上減少している者。なお、申請日時点で創業から1年を経過していない者にあつては、創業から申請日の直近月までのいずれか一月の売上を前年同月の売上とみなすこととする。</p> <p>② 原則として、別記に定める業種（以下「指定業種」という。）を営む者であること。</p> <p>③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。</p>
給付額	<p>・従業員5名未満の事業者に対し、20万円を給付する。</p> <p>・従業員5名以上の事業者に対し、35万円を給付する。</p> <p>※従業員には、パートや非正規労働者を含むものとする。</p>
対象期間	<p>① 上半期 令和2年4月1日から令和2年9月30日までとする。</p> <p>② 下半期 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで</p> <p>※対象期間毎に給付の対象とする。</p>

別表1（別記） 指定業種

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる業種

業種
鉱業、採石業、砂利採取業
建設業
製造業
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業
運輸業、郵便業
卸売業、小売業
金融業、保険業
宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業
医療、福祉
複合サービス事業
サービス業（他に分類されないもの）

別紙（第 11 条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

給付金の交付の申請をするに当たって、また、給付事業の実施期間内及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。